

船橋市児童相談システム導入業務に関する
プロポーザル実施要領

1. 業務の目的

本業務は、家庭児童相談室及び児童相談所において使用するシステムについて、業務の効率化や業務の質の向上が図れるなど本市に適した事業者を選定することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 業務名

船橋市児童相談システム導入業務

(2) 業務場所

船橋市家庭児童相談室、船橋市児童相談所、本市が指定する場所

(3) 業務内容

別紙「船橋市児童相談システム導入業務プロポーザル仕様書」のとおり

(4) 業務履行期間

① システム導入業務: 契約締結日から令和8年3月31日

② システム利用料: 令和7年1月6日から令和12年3月31日まで

※それぞれ単年度ごとに契約を締結する

3. プロポーザル方式により受託候補者を特定する理由

価格のみによる競争では、目的を達成できない業者が選定される恐れがあることから、専門的な知識・経験を有する業者からの提案を受け評価し、受託候補者を特定するため。

4. プロポーザル方式の方法及び理由

児童相談システムは、多数の業者が開発しているシステムであり、船橋市の実情に合わせたシステムとしてより良いものを選定するにあたり、広く提案を受ける必要があるため公募型とする。

5. 選定スケジュール

No.	項目	日付
1	公募開始	令和6年3月8日(金)
2	質問書の締切	令和6年3月18日(月) 17時まで
3	質問書に対する回答	令和6年3月22日(金)
4	参加申込書の受付締切	令和6年4月1日(月) 17時まで
5	参加資格確認結果通知	令和6年4月3日(水)
6	提案書等の提出締切	令和6年4月12日(金) 17時まで
7	プレゼンテーション(面接審査)	令和6年4月22日(月)
8	審査結果通知	令和6年4月26日(金)

※ただし、各実施日については、事務上の都合により変更される場合がある。

6. 参加資格

参加資格は次に掲げる事項とする。

- (1) 本市の業務委託の競争入札参加資格(令和6年度)を有していること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。
- (3) 参加申込書の提出期限から受託候補者の特定までの間に、船橋市建設工事請負業者等指名停止措置要領による指名停止、船橋市建設工事等暴力団対策措置要綱による指名除外及び船橋市入札参加有資格者実態調査実施要領に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の基準を満たす認証(JIS Q 27001又はISO/IEC 27001)を取得していること。
- (5) プライバシーマークの認証(JISQ15001)を取得していること。
- (6) 過去5年以内に人口10万人以上の自治体において、稼働した実績がある提案システムを納品可能であること。

7. 参加申し込み方法

- (1) (第1号様式)参加申込書に必要事項を記入・捺印し、6. 参加資格(4)(5)(6)を証明する書類の写しを添付のうえ、提出すること。
- (2) 提出方法は、持参若しくは郵送(書留等送達記録が残る方法に限る)とする。
- (3) 提出先は以下のとおりとする。
〒273-8506 千葉県船橋市北本町1丁目16番55号
船橋市保健福祉センター内 児童相談所開設準備課
- (4) 提出期限は、令和6年4月1日(月)17時必着とする。
- (5) 参加資格の結果通知は、書面により通知する。

8. 提案限度額

提案限度額の総額は¥199,067,000(消費税及び地方消費税を含む)とし、費用ごとの限度額は下記のとおりとする。

- (1) システム導入業務(消費税及び地方消費税を含む)
令和6年度: ¥9,586,500
令和7年度: ¥10,004,500
- (2) システム使用料(消費税及び地方消費税を含む)
令和6年度: ¥2,414,225
令和7年度: ¥18,727,775
令和8年度: ¥39,583,500
令和9年度: ¥39,583,500

令和10年度：¥39,583,500

令和11年度：¥39,583,500

※年度ごとの提案限度額を超えて提案することはできない。なお、この提案限度額を超えて提案を行った場合は失格とする。

※本調達に必要な予算の成立が無い場合は調達自体を中止する。また、年度単位で契約を行うため初年度は契約を行ったとしても、次年度の予算の成立がない場合は契約を行わない。

※提案限度額には端末機器類やMDM利用に係る費用は含まない。

9. 選定

本プロポーザルについては、評価委員会が総合的に審査・評価し、業務に最も適した提案を行ったと認められる者を選定する。

10. 提案方法等

(1) 質問

① 質問は、質問票(指定様式)に記入のうえ、電子メールで事務局あてに送付すること。

E-mail: jidosodan@city.funabashi.lg.jp

※評価等に影響をおよぼす恐れがある質問(参加業者数・参加業者名・評価委員等)についての質問は受け付けない

② 質問期間は、令和6年3月8日(金)から令和6年3月18日(月)17時までとする。

(2) 質問への回答

① 期限内に受信した質問に係る回答については、本市ホームページ上の下記アドレスに質問者名を伏せたうえで掲載する。なお、回答に対する再質問は原則受け付けない。

② 回答日は、令和6年3月22日(金)とする。

(3) 提出書類

提案に用いる提出書類は次のとおりとする。

① 提案書(様式任意)

・仕様書等の内容を踏まえ、別紙「船橋市児童相談システム導入業務事業者評価基準」(以下、「評価基準」という。)の評価項目を網羅した提案内容とし、関連する評価項目の項番を記載すること。その際、可能な限り別紙「評価基準」の評価項目順に沿って記載すること。※「機能」「帳票」「見積金額」の評価項目の記載は不要

・A4版・横書き(両面印刷)の任意様式とし、各ページにはページ番号を記載すること。

・100ページ以内(表紙は含み、システム要件に要件対応可否判定を記載したものは除く)とすること。また、A3用紙を用いる場合は、折り込んでサイズを合わせる。なお、A3用紙については2ページ分とみなす。

・フォントサイズは、11ポイント以上とすること。ただし、図表内の文字はこの限りではな

い。なお、専門用語等は必要に応じて用語解説を行うこと。

・正本の表紙には表題、提案書提出日、会社名を記載し、副本の表紙には表題、提案書提出日のみを記載すること。

・プレゼンテーションは評価委員に社名を伏せた状態で行うため、提案書の中には社名や製品名等を直接特定できる情報を含まないよう配慮すること。

② システム要件

機能要件一覧については、提案するシステムの対応可否を対応可否欄に記入し提出すること。なお、必須とされている項目について、一つでも対応不可の場合は、面接審査に進めないものとする。

帳票要件一覧については、要件を満たしているか評価するため、実装予定のサンプル帳票を提出すること。帳票要件一覧に記載される帳票とサンプル帳票の対応が分かるよう番号を付番する等の工夫を行い、一つのPDF形式にまとめて提出すること。

③ 見積書(様式任意)

見積項目は、次のとおりとする。年度ごとの限度額を超えていないか分かるよう、年度ごとに記載し、見積の内訳(システム構築設計費用、データ移行費用、端末設定費用、オプション名など)も示すこと。なお、正本は会社名等を記載のうえ捺印し、副本は会社名等の記載及び捺印はしないこと。

・システム導入業務(令和6・7年度分)

・システム使用料(令和6～11年度分)

(4) 提出方法

上記①②③の書類を、1つのA4ファイルにまとめて調製したうえで、正本1部、副本10部、電子データ(機能要件一覧はExcel形式とし、その他の資料はPDF形式とする)を船橋市保健福祉センター内の児童相談所開設準備課まで持参若しくは郵便(書留等送達記録が残る方法に限る)にて提出すること。電子データは1枚のCD-R等にまとめて記録し、書類とともに提出すること。

(5) 提出期間

令和6年4月12日(金)17時必着とする。

(6) 書類審査

提出書類に基づき審査を行う。

(7) 面接審査(プレゼンテーション審査)

① 日程 令和6年4月22日(月)

② 場所 船橋市役所本庁舎内等を予定

※具体的な日時及び場所は後日通知

③ 出席者 1社5名以内(本業務の担当予定者を含む)。

④ 実施時間 1社60分以内(セッティング・撤去・質疑応答に係る時間を除く)。

⑤ 貸出物品 机・椅子・電源・スクリーン・プロジェクター・RGBケーブル・HDMIケーブルと

する。それ以外の物品については、参加業者の負担において用意すること。

11. 審査結果の通知及び公表について

- (1) 審査結果については、参加者全員に書面にて通知する。
- (2) 審査結果については、市ホームページに特定した受託候補者及び次点を公表する。
- (3) 公表する項目は、参加業者名・採点結果(ただし、受託候補者及び次点以外の参加業者と採点結果は対応させない)とする。なお、参加業者が2者の場合にあつては、採点結果のみ公表し、参加業者名は公表しない。

12. プロポーザルの辞退

参加申込書の提出後、本プロポーザルを辞退する時は、辞退届を令和6年4月15日(月)17時までに提出すること。なお、様式については、辞退の意向が示されたときに提示する。

13. 注意点

- (1) 本プロポーザルに係る費用については、すべて事業者負担とする。
- (2) 提出書類は返却しない。
- (3) 応募に伴い、応募者はこの実施要領に記載する一切の事項を承諾したものとみなす。
- (4) 必要に応じ、書面内容等の確認のためヒアリングや書類の追加提出等を求める場合がある。
- (5) 参加事業者が1者であっても、評価を行い、受託候補者として適当でないと認められる場合には、受託候補者と特定しないことがある。
- (6) 受託候補者と特定されたことをもって、契約締結が確定するわけではなく、仕様について協議により訂正・追加・削除を行い確定した後、見積合せを行う。また、提案内容が全て仕様に盛り込まれるわけではないことに留意すること。
- (7) 協議が整わなかった場合、もしくは最適候補者が契約を辞退した場合には、次点者と協議することがある。
- (8) 本プロポーザルにおいて提出された提案書等の書類は、船橋市情報公開条例の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。
- (9) 評価に係る問い合わせは一切受付けない。
- (10) 本調達に必要な予算の成立が無い場合は調達自体を中止する。
- (11) 次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。
 - ① 参加申込書又は提案書類について、提出期限を過ぎて提出された場合
 - ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ③ 提案限度額を超えた見積を提出した場合
 - ④ 参加資格要件を満たしていない場合
 - ⑤ 特段の事情がなく、プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合

- ⑥ 審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合

14. 事務局

〒273-8506 船橋市北本町1丁目16番55号

船橋市こども家庭部児童相談所開設準備課(船橋市保健福祉センター内)

担当者 疋田・大塚・荒井

電話番号 047-409-2816

FAX番号 047-409-2817

Mail jidosodan@city.funabashi.lg.jp

附則

(施行日)

この要領は、令和6年3月8日から施行する。

(失効日)

この要領は、契約締結をもって、その効力を失う。なお、受託候補者がいない場合は最終審査結果通知日をもって、その効力を失う。